

<令和 5 年度・社会福祉法人やまなみ会まとめ>

(1) はじめに

滋賀県では、令和 3 年 3 月に「滋賀県障害者プラン 2021」を策定し、「県民一人ひとりが輝ける健やかな滋賀の実現～みんなとまちで生きる、みんなでいっしょに働く～」という基本理念を掲げ、「すべての人が基本的人権を尊重され、地域でともに暮らし、ともに育ち・学び、ともに働き、ともに活動する」という基本目標に向け、施策の総合的な推進を図ってきた。滋賀県障害者プラン 2021 は、国の動向、県の基本構想、これまでの取組成果と課題を踏まえ、障害のある人が望む暮らしの実現のため、障害の有無にかかわらず県民がお互いを尊重し、理解し、助け合える、ノーマライゼーションおよびソーシャルインクルージョンの理念が浸透した共生社会の実現に向けた指針および実施計画として策定するものである。滋賀県が目指す共生社会の基本理念には「ひと」と「まち」の二つを起点として「みんなとまちで生きる、みんなでいっしょに働く」に向けた施策の検討と構築が行われ、それぞれには以下のような意図が含まれている。その一つ「ひと」には既存の制度を前提とした発想ではなく、実際に支援を必要としている「ひと」、支援を担う「ひと」を起点に考え、「まち」には障害のある人への福祉、支援という発想だけでなく、高齢者や子ども等様々な人が共に暮らす「まち」づくりを起点に考えるとされている。私たち社会福祉法人やまなみ会は県が提唱する基本理念のもと、障害のある人もない人もお互いに尊重し、理解し、助け合う中で、すべての人が持っている力を発揮することで、生き生きと活躍し、居場所と出番を実感できることを基本的な姿勢として共生社会の実現を目指さなければならない。また平成 27 年に、国連サミットにおいて「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、「持続可能な開発目標 (SDGs)」がすべての国連加盟国のリーダーによって合意された。SDGs には、発展途上国および先進国を含む国際社会全体の開発目標として、令和 12 年 (2030 年) を期限とする包括的な 17 の目標が設定され、中には障害または障害者に関連したターゲットが含まれている。社会福祉法人やまなみ会においても、「だれ一人取り残さない」という「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の理念を踏まえ、実現に向け更に推進していかなければならない。同時に社会福祉法人やまなみ会の取り組みをはじめ、障害のある人の地域での暮らしを支える環境は徐々に整いつつあるものの、それぞれの方が望む暮らしのできる社会の実現には、まだ多くの課題が残されており、障害福祉サービスの充実はもとより、障害者理解や合理的配慮の機運の醸成、福祉のまちづくりの推進など、各分野にわたる幅広い取組を一層進めていく必要があるといえる。そのため私たちは昨年同様、令和 5 年度においても社会福祉法人制度に基づき、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化、地域における公益的な取組を実施する責務、行政の関与の在り方について積極的な対応を行った。健全なる経営のも

と、幅広く地域やボランティア団体、行政をはじめとした関係機関及び個人と連携を強化し、障害のある人に対する差別がなく、多様な価値観を認め合い、相互に人格と個性を尊重しあう社会の大切さを地域社会全体で共有するとともに、滋賀に根付く福祉の思想の流れを受け継ぎ、共感の輪を広げながら、一体となって「一人の不幸も見逃さない」共生社会づくりを目指すと同時に障害者が地域の中で心身ともに豊かに暮らせるよう充実を図った。

特に、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため創設された障害者総合支援法に記されている、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されること」、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現すること」、「全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられること」、「社会参加の機会が確保されること」、「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと」、「障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資すること」とした基本理念を常に念頭に日々運営を行い、また、公益性、非営利性の高い社会福祉法人として、本来の使命・役割を踏まえ、地域ニーズに率先して対応していくとともに、それらの取組を公開することによって、自らの存在意義を発信し、地域における公益的な取組の実現を図った。

一方、日常の支援においては利用者の健康と安全に力を入れ、感染症等を未然に防ぐため、継続して取り組んでいる日々の対策を更に持続し、常に万全の職員体制と環境対策を維持し、施設利用者の生命と健康はもちろん、一人ひとりの意思及び人格の尊重、安心できる時間と空間、そして幸せを保障し「明るく・温かく・楽しく」日常生活ができるよう一年間を通し精一杯支援に努め、設立当初からの理念をもとに希望者があれば障害の程度に関わらず適時受け入れを行い、それぞれのニーズや状況に応じ本人及びその家族が地域の中で心身ともに豊かな暮らしを送れる事を最大限保障した。

現在（令和6年3月）「やまなみ工房」には96名、「ゆとりあ」には43名、「フルハウス」には3名の利用者が在籍し、相談支援事業所やまなみの契約者数は23名となっている。

(2) 事業報告

① 理事会

令和5年度、理事は引き続き6名により構成され、理事会は計4回（前年度3回）開催した。主な内容については理事及び監事の任期満了に伴い理事4名、監事1名が新たに任命を受け、日々健全に法人経営が図れるよう審議を重ねた事は勿論、社会福祉法人制度に基づき、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効率的かつ適正に行うため、①自主的な経営基盤の強化②福祉サービスの質の向上③事業経営の透明性の確保など常に適切な運営を心掛け対応を行った。中でも評議員会による理事・理事会に対する牽制機能の強化、理事・理事会等の権限・義務・責任の明確化、財務諸表・現況報告書・役員報酬基準について協議し、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上等の改革を進めた。また今年度は事業及び決算報告、補正予算並びに次年度の事業計画及び予算、障害者就労継続支援B型施設「ゆとりあ」の新規事業やグループホーム新規開設の必要性に関する協議、また甲賀市所有建物の財産譲渡申請を中心に、「やまなみ工房」「ゆとりあ」「フルハウス」「相談支援事業所やまなみ」の各事業が適正に運営され利用者はもちろん地域の願いに沿って充実した実践が行えるよう、また法人の経営が適正に行えるよう協議を行った。

・第1回理事会・令和5年6月2日（金） やまなみ工房

令和4年度社会福祉法人やまなみ会事業報告

令和4年度社会福祉法人やまなみ会決算報告

令和4年度社会福祉充実残額について

監事監査報告

社会福祉法人やまなみ会給与規程改正（案）

第三者委員会改選について

理事候補者の推薦について

監事候補者の推薦について

定時評議員会の召集の決議について

・第2回理事会・令和5年6月19日（月） やまなみ工房

理事長選出

業務執行理事選出

役員任期満了に伴う評議員選任解任委員再任について

・第3回理事会・令和5年11月21日（火） やまなみ工房

令和5年度社会福祉法人やまなみ会第1次補正予算（案）

給与規程改正

就業規則改正

育児・介護休業等に関する規則改正

社会福祉法人やまなみ会が提供する福祉サービスに係る苦情の対応に関する実施要項改正（案）

・第4回理事会・令和6年3月27日（水） やまなみ工房

令和5年度社会福祉法人やまなみ会第2次補正予算（案）

令和6年度社会福祉法人やまなみ会事業計画（案）

令和6年度社会福祉法人やまなみ会当初予算（案）

社会福祉法人やまなみ会経理規程改正（案）

② 評議員会

令和5年度、評議員会は引き続き7名で構成され、法人運営の基本ルール・体制の決定と事後的な監督を行い、社会福祉法人やまなみ会の運営及び経営が健全且つ適正に運営され、よりよい福祉サービスに向かうよう重要事項の議決機関としての役割を果たしていただいた。今年度は定時評議員会を1回（昨年1回）、開催し理事・監事・評議員会等の権限・責任に係る規程の整備等協議していただいた。

・令和5年度定時評議員会・令和5年6月19日（月） やまなみ工房

令和4年度社会福祉法人やまなみ会事業報告

令和4年度社会福祉充実残額について

監事監査報告

第三者委員選任について

任期満了に伴う役員選任について

定款第10条第2項理事及び監事の報酬等の額について

③ 法人財政

やまなみ工房においては、昨年度行った定員拡大による一人当たりの単価減額、また利用者の退所等に伴う影響で出勤率が不安定な状態ではあるが、前年度と比較すると事

業活動収入が 181,700,249 円（昨年 169,162,716 円、一昨年 159,930,786 円）となり昨年と比較すると 12,537,533 円の増収となった。ただ定員変更により一時的に落ち込んだ事業活動収入が回復傾向にあるものの、利用者数の大幅増は現実的に難しく今後の経営面において課題を残す。また支出の面においても人件費、事務費、事業費は増となり次年度においては更に厳しい報酬改定が行われることが予測され厳しい状況は増す一方である。昨年に引き続き利用者の行事や対外的な事業は依然自粛傾向にあるが、経年劣化に伴う施設修繕及び送迎バスをはじめとした備品整備、アートセンター建設に伴う建設資金の返済、その他大型送迎車両の整備等行い前年度と比較すると増となっている。今年度に限っては定員変更による単価減の影響は改善傾向にあるが、利用率が増えると新たに支援員の加配や給食、並びに送迎等による体制確保のため様々な整備が伴う。独立行政法人福祉医療機構への返済等も引き続きあるため、日々の運営においては事業活動資金収支差額の残高を毎年 10,000,000 円を目標に計画的に残せるよう努力する。

ゆとりあにおいては、近年利用者の契約者数が最大 50 人前後を維持していたが 40 人前後まで減少している。一日平均の利用率が年間を通し 22.1 人となり毎月 100%を超え平均 110.5%となったが昨年と比較すると 3%減となっている。事業活動収入においては昨年 47,464,412 円に対し 47,121,261 円となりここ 3 年間横ばい状態が続いている。また同様に収支差額については年々減少傾向となり、今後経営の安定化を図るためには利用率の向上は必須となり数値的には 123%を実現しなければならない。最終的に事業活動資金収支差額は 1,304,983 円（昨年 2,030,437 円、一昨年 2,115,182 円）となった。新規事業への初期投資も落ち着き安定していたが人件費が昨年より増となっている。また次年度は利用者支援の充実を更に目指すため、シルバー人材センター跡地の利用等、授産事業拡張に関する環境整備費が必要となる。

共同生活援助（介護サービス包括型）「フルハウス」においては年度途中より 1 名が他のグループホームへ移行となり 3 名が利用している。これまでの繰り越しは一定あるが経営面においては早急に 1 名補填が必要である。引き続き感染症予防の為、月一回の外出行事や年一回の宿泊行事は今年度も自粛したが、引き続き利用者の生活保障の場として健康に留意し適切な運営を行えた。

相談支援事業所「やまなみ」においては体制を改善強化し適切なサービスが提供できている。引き続き主任相談員 1 名、相談員 2 名で構成。それぞれの役割を明確にし、また適時調整会議を綿密に行い利用者とその家族にとっては日々ニーズに沿ってきめ細やかな対応が可能となっている。現在 23 名と契約、引き続きやまなみ工房及びゆとりあの支援員が兼務で行い、3 名体制で事業運営を図る。今後も各事業への支障が出ないよう時間調整を行い円滑に対応する。

やまなみ工房、ゆとりあ、フルハウス、相談支援事業所やまなみの運営においては今後も利用者の安全と充実したサービスの保障、職員の勤務状況並びに処遇の向上と安定を目指し適切な経営を行わなければならない。

本部会計事業においては、後援会事業「募金ビン設置運動」（現在圏域 80 カ所、昨年 80 カ所設置）、令和 5 年度 231,054 円、（令和 4 年度 216,483 円、累計 3,737,503 円）となっている。募金ビン活動で得た収益は毎年年度末に後援会より寄付を受け施設整備等に充てている。また社会福祉法人やまなみ会の後援会、YaYaYa やまなみサポーターズクラブには現在 276 人（昨年 244 人、一昨年 306 人）が加入し、今後も積極的に会員増を目指したい。募金ビン収益、また会費等による後援会からの寄附金は法人運営に対して安定した支援となっている。

本部会計については今後も理事会運営はもちろん主たる活用法、特に施設整備、及び地域交流事業を強化するため、また地域住民との相互交流の運営補助として適切な用途を検討したい。

④ 権利擁護事業

社会福祉基礎構造改革により社会福祉法の施行後、社会福祉の分野に苦情解決の仕組みが導入され事業者における苦情解決の仕組みには、「苦情受付担当者」「苦情解決責任者」の設置とともに、その解決プロセスを透明化することなどを目的として、第三者委員の設置が規定された。第三者委員は福祉サービスの苦情解決制度において、客観的な第三者の視点を取り入れるとともに、潜在化して表面に表れてこない利用者の声を吸い上げる役割を期待されるなど、苦情解決制度の要を背負っている存在である。今後も福祉サービスの苦情解決制度が利用者や事業者、そして多くの地域住民からも信頼されるものとするためには、第三者委員の役割はますます重要となる。第三者委員は、苦情解決制度に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するために設けられた。一般的に福祉サービス利用者による事業者への日常的な苦情等は、その都度事業者において対応が行われ、当事者間のみで解決されることが多く、外部の客観的な意見を参考にする機会、また、福祉サービス利用者のなかには、事業者から不利益を被ることを恐れて、苦情を言い出すことができない、あるいは物理的・精神的理由で苦情の申出が困難な人も存在する可能性がある。こうした状況に鑑み、苦情を解決していく過程のなかに客観的な視点を入れること、また潜在化して表面に現れてこない声を吸い上げることなどを目的として、苦情解決の仕組みに第三者委員が位置づけられ、第三者委員も公正・中立な立場で利用者や家族から信頼されることが求められる。社会福祉法人やまなみ会においては障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、「苦情対策委員会」「第三者委員会」を 3 名（1 名については任期の関係で交代）の委員で構成し、また法人内全ての職員を対象に「施設事故・虐待予防対策委員会」を設置している。今年度も理事長、施設長、法人本部が委員に対し活動報告や年間を通して議論したヒヤリハットを中心に報告会（令和 5 年 4 月 24 日に開催。）を一回、また今年度より半期に一回ヒヤリハット及び虐待防止委員会の議事録の提出をそれぞれに書面でを行った。

第三者委員会及び苦情の申し立て方法や概要については例年通り4月1日付けで全家庭に委員の連絡先を含め配布し、また施設内にも掲示するなど常に相談をしやすいよう配慮している。また、引き続き社会福祉法人やまなみ会・障害者虐待防止マニュアルの改定を必要に応じて行い、更なる防止に向けた強化を図る。今年度も施設事故・虐待予防対策委員会の設立と「ヒヤリハット」の報告を全職員に月一回以上の提出と月一回の定例会開催の義務付けを行っている。令和5年度ヒヤリハット数 やまなみ工房 246件(昨年 174件)、ゆとりあ 79件(昨年 90件)

令和5年度においても、苦情対策委員会に申し立てを行う問題は発生しなかったが、今後も利用者にとって、よりよい施設運営と支援の向上を目指し、些細なことでも信頼と安心をもって相談できるよう、利用者及び家族には引き続き関係性を深めると同時に周知徹底し、また苦情対策委員会においては引き続き半年に一回ヒヤリハット及び虐待防止委員会の議事録等について書面にて提出の上報告を行うこととする。

また、障害者差別解消法、障害者虐待防止法に基づき、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進するため、利用者の安心安全に強化を図り、今年度も虐待防止委員会を中心にケース検討会議の開催やアンガーマネジメントをはじめとした独自の学習会、また市や外部団体主催の研修会に職員の派遣を積極的に行った。

法人内における車両事故等については送迎中の物損事故、接触事故被害等両施設合わせて4件。また利用者の救急搬送や緊急処置が必要な怪我等は0件。今後も安全管理責任者は安全管理責任者講習を受講の上法人内において共有し施設内外において事故等発生しないよう徹底していく。第三者委員においては引き続き年一回(書面提出別途一回)を原則に両施設の見学及び報告説明会を開催する。

- ・苦情解決責任者： 山下 完和 社会福祉法人やまなみ会 統括責任者
- ・苦情受付担当者： 雲林院 知恵 社会福祉法人やまなみ会 法人事務局
- ・第三者委員： 加藤 和孝 寺井 和代子 岡島 清(新任)

⑤ 福祉サービス事業

やまなみ工房(定員80名)は、次年度新たに利用者3名の受け入れが決定しており、今年度現員93名(昨年より4名減)の利用者が総数96名となる。制度上、通所率125%(100名)まで受け入れは可能であり今後も地域のニーズに最大限応えることを念頭に置きながらも安全と質の高い支援を維持するために現場の職員体制はもちろん給食数、送迎範囲等を考慮し入所判定を行わなければならない。

ゆとりあは、年度途中利用者の入退所はあったが20名の定員に対し今年度43名(昨年より5名減)の契約者が在籍している。菓子工房や花工房も活動内容も安定し、きめ

細かい対応や個々のニーズに応じた作業内容の提供を行い、利用者にとっては活動の選択肢が増え工賃も少しずつ向上するなど利用率も高く維持できている。昨年同様、滋賀県の就労継続支援 B 型の工賃支給、令和 5 年約 18,000 円平均と比較すると依然 50%にも満たないことから今後さらに工賃アップにつなげ利用者の経済自立に繋げたい。圏域においては精神に障害のある人のサービス利用は今後も増加傾向にあり、特に精神の疾患だけではなく、発達障害、アルコールやギャンブル、薬物依存の相談や支援を必要とする利用者も多い。引き続き保健・医療の関係機関や専門職との連携や専門的な研修等に参加するなど専門性を高め、実習や新規利用者の受け止めに積極的に行い、今後も精神障害者を主たる利用者とし、個々の特性やニーズに応じて、医療や関係機関と連携を密にしながら包括的に支援をし、本人や地域課題に沿ったサービス内容を提供したい。またゆとりあとして地域への情報公開を積極的に行い精神障害者や施設実態への理解を深めたい。

全国的に障害福祉人材の確保が非常に厳しく長期にわたり体制が十分でない中、現状のスタッフの協力によりサービスの維持に努めた。今後も人材の確保はその都度困難なケースが予想されるためネットワークの拡大や労働条件の更なる向上に努めたい。

今年度においても保護者の高齢化や死去に伴い生活の拠点を入所施設に移行するケースが発生した。また自宅ではなくグループホームに移行しやまなみ工房への通所を希望する相談件数も多い。今後も保護者の高齢化からなる不安や、障害の重度化により家庭での生活が困難な事例は増加傾向にあり、引き続き適切な支援を可能にするため様々な対応を図らなければならない。今後も利用希望があった場合、圏域に関わらずそれぞれのニーズを受け止め状況に応じ出来る限り受け入れを行う。

フルハウスにおいては保護者の入院に伴い週末帰省することが出来ず 1 名減となり現在 3 名（定員 5 名）の利用者が在籍している。今年度においてもコロナウイルス感染予防の観点から毎月のお楽しみ会や年一回の宿泊旅行については全て中止したため余暇支援については次年度以降も慎重に内容を検討したい。その他避難訓練は 2 回行った。支援体制は現在世話人が 1 名、キーパーは 6 名（兼務）で行っている。今後定例会議を月一回基本とし、利用者へのモニタリング等を行い、その都度利用者のニーズを明確にし、適切な支援を向上させなければならない。緊急一時受け入れに対応するため、利用者人数は早急に一名加配し原則 4 名で運営を行う。

相談支援事業所「やまなみ」においては管理者 1 名、主任 1 名、相談員 2 名で運営し（ゆとりあ職員 1 名、やまなみ工房職員 2 名、管理者は施設長が兼務）、サービス等利用計画についての相談及び作成等の支援が必要と認められる場合に、障害のある人の自立した生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援してきた。現在両施設合わせ 23 名（昨年 22 名）の利用があるが今年度も月一回の定例会議を原則に、日々細やかに迅速な対応を徹底し、モニタリングの作成等円滑に対応した。その結果、計画相談支援事業の利用により、本人の意向に基

づいたサービスや量の検討がなされることで、適切なサービス利用や不安解消につながってきている。ただし計画相談支援の利用は年々増加しており、その一方で、事業所、人材の不足により一人ひとりの個別的な対応の難しさや相談員の負担も大きく今後課題が増えると予想され、また相談を受けても圏域で受け止めるサービス利用が困難な状況も多く全てのニーズに応えることが難しい状況である。今後も適切な制度活用、他機関への見学や調整会議の開催等適時関係機関と連携をとり本人、家族の要望に応えたい。

法人内の事業所の職員体制においては、減員の状況は続いたものの体制も整いその都度最適な人員で日中活動のみならず家庭の状況にあわせ通院同行や緊急受け入れ、家族を中心とした包括支援も柔軟に行い個々のニーズに応じ支援の低下を招くことなく計画的に行うことが出来た。

引き続き職員の処遇改善においては、働き方改革を推進するため適時対応を行う。今年度の有休取得率においては全職員が年 5 日以上取得し、また平日勤務においても非常勤は 17 時半、常勤は 19 時までに退勤を心掛け、別途週一回 NO 残業 DAY を設け、休日出勤（出張）についても施設長を中心に最小限に止め十分注意を払った。

感染症予防により施設内でのイベントは今年度も開催していない。今後は共同の事業展開などやまなみ会の 2 事業所間で更に連携を深め、協力体制強化をもとに利用者一人一人のニーズに応えたい。

⑥ 地域交流事業

今年度より見学者の受け入れや各種団体との交流についても積極的に受け入れ対応した。受け入れについては引き続き利用者の健康を最優先し、感染症予防対策を徹底するなど対策を講じクラスター等についても発生していない。地域交流事業は当法人にとって最も貴重な体験となり特に要望の多い見学受け入れや他団体との交流会を深めたことで新規ネットワークの拡大にも繋がり、展覧会の開催や作品使用の機会を得た。

カフェについては年間を通し通常オープンし、年度途中見学の受け入れも一部開始した。今年度は見学者約 1,667 名（昨年 982 人、一昨年 162 人）と増加傾向にある。

このことにより見学科（一人 1,000 円）やグッズ販売については収益が向上し利用者の工賃として還元することが出来た。

また今年度も甲賀市からの受託事業として展覧会の開催など継続して事業を開催し住民地域、特に市内の 0 歳児から 5 歳児を対象にしたイベントを開催し幼い子どもや家族、関係者に広く紹介し理解を深めることが出来た。

YaYaYa やまなみサポーターズクラブについては後援会の基本理念を基に、一部組織の在り方を検討する必要性を感じる。今後もやまなみ会通信の発行や募金ビンの設置等地域に根ざした活動を展開し、やまなみ会や障害者福祉の理解へと繋がるよう取り組みを

維持し法人全体で更なる会員拡大を積極的に目指したい。

今年度においても社会への情報開示を積極的に行なった。全国的には様々なメディアの取材を積極的に受け、地域においても特にゆとりあの物資販売を通し地域に情報をよりよく伝え、販路拡大につながるなど効果に繋がっている。

その他、決算報告や法人情報等はやまなみ工房 WEBSITE で閲覧できるようにし、やまなみ会通信や各種行事報告を自治会の回覧板や全国各地約 4,000 か所（団体・個人）に周知した他、書籍制作や映像作品制作、SNS、TV 等のマスメディアを通じた情報発信等、全国各地に幅広く発信することで繋がりを深め様々な協力を得ている。

今後も行政や各種団体との連携や行事への積極的な参加を進め、マルシェの開催や、LIVE 事業、やまなみ工房の作品展、喫茶営業やゆとりあの菓子販売、花販売を始めとした日々の活動を充実させることはもちろん、更に専門性を高め適切なマネージメントをもって発展を目指したい。

⑦ 今後の課題

国から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する命令」等が発出され、令和 6 年 4 月 1 日から障害福祉サービス設置基準等が改正される。

特に生活介護では報酬改定による大幅な減収が予想され緊急的な対策が必要である。

やまなみ会を利用する契約者数は現在 139 名（昨年 138 人、一昨年 133 人）となった。今後においても現在の利用者を中心に、障害者と家族一人ひとりの暮らしと健康に重点をおき、法人として適切な経営を行い、個々はもちろん地域社会のニーズに沿った支援の強化はもちろん、新たな制度を基に利用者に適した支援内容と環境整備に努めたい。特に要望の多い「親なき後」において、暮らしの場となるグループホームの確保が継続課題となっている。重度障害者の方が住み慣れた地域、そして事業所で安心して生活を送るためには、それぞれの状況に応じた支援や、しっかりとケアできる体制と設備が必要である。当法人としても緊急課題として具体的に取組を進めなければならない。次年度においても健全な施設運営の基、職員の安定した労働条件を整え保障すると同時に、勤務する職員においても福祉従事者としての専門性の向上に努め、提供するサービスの質を評価し改善を図る。

今後も障害のある人の自己実現や社会参加の促進を図るとともに、障害のある人や障害の特性に対する理解を深め、利用者一人ひとりとその家族、関係者が安心して利用できるよう、理事会、評議員会、職員、家族、支援者とともに力を合わせ意思の疎通を図り、地域における社会資源として、障害者福祉推進活動の拠点となり充実・発展を目指したい。